

令和5年4月から

もえるごみ (可燃ごみ)の処理施設が 変わります



財政負担の軽減や環境負荷の低減を図ることを目的に、平成31年(令和元年)4月1日より、嘉麻市・飯塚市・桂川町・小竹町で構成する一部事務組合、『ふくおか県央環境広域施設組合』が設立され、環境施設(ごみ・し尿処理、火葬場)の運営が同組合により行われています。今回、国が推進する「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及び集約化」の方針に沿って、施設の再編等を協議してきた結果、令和5年4月1日から下記のとおり、もえるごみ(可燃ごみ)の処理施設が再編されます。今後は、新清掃工場の建設が令和12年度開設を目指して進められます。

現在の施設

- 1 ごみ燃料化センター(嘉麻市岩崎)**
処理区域: 稲築地区、飯塚市の一部
- 2 嘉麻クリーンセンター(嘉麻市上)**
処理区域: 山田地区・嘉穂地区・碓井地区
- 3 桂苑(桂川町九郎丸)**
処理区域: 桂川町、飯塚市の一部
- 4 飯塚市クリーンセンター(飯塚市吉北)**
処理区域: 飯塚市の一部



再編後の2施設

- 3 桂苑(桂川町九郎丸)**
処理区域: 嘉麻市全地区、桂川町
- 4 飯塚市クリーンセンター(飯塚市吉北)**
処理区域: 飯塚市



2施設に
再編されます!

- ※**1ごみ燃料化センター**は廃止(閉鎖)となります。
- ※**2嘉麻クリーンセンター**での焼却処理は休止となり、嘉麻市のもえるごみ(可燃ごみ)については**3桂苑**で処理が行われます。
- ※**2嘉麻クリーンセンター**への自己搬入については、休止後も当面の間、継続します。
- ※事業系一般廃棄物のもえるごみ(可燃ごみ)を6袋/日以上、自己搬入する場合は**3桂苑**への搬入をお願いします。
- ※**4飯塚市クリーンセンター**に嘉麻市のごみを持ち込むことは出来ません。

- ※もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ(かん・びん)の処理施設である『リサイクルセンター』に変更はありません。
- ※ごみの分別が変更になる品目があります。詳しくは、「ごみの出し方ガイド(改訂版)」(現在作成中)をご確認ください。(令和4年度中に全戸配布予定)
- ※稲築地区は、令和5年4月から収集日程が変更になります。また、資源ごみ(ペットボトル)の分別が開始されます。(日程表については次号の広報嘉麻に掲載予定)
- ※稲築地区のもえるごみ処理施設である、ごみ燃料化センターは廃止となります。自己搬入については以下をご確認ください。

ごみの自己搬入について

(ご自身でごみ処理施設に持ち込む場合) ※産業廃棄物は受け入れできません。

令和5年4月からの自己搬入は下記のとおり変更になります。なお、第5水曜日、1月1日～3日までは自己搬入ができませんのでご注意ください。指定袋または粗大ごみシールを貼って持ち込んでください。

家庭ごみ

事業系一般廃棄物

嘉麻クリーンセンター

- ☎0948-52-1188 ■住所: 嘉麻市上815
- 受入日時: 月曜日～金曜日、第3日曜日
8:30～12:00、13:00～16:30
- 持ち込みができるごみの種類
 - ・もえるごみ(事業系は5袋/日程度まで)
 - ・もえないごみ・粗大ごみ
 - ・資源ごみ(かん・びん)・資源ごみ(ペットボトル)
- 指定袋を使用しない刈草・剪定枝(有料)
 - ・一般家庭: 90円/10kg(税別)
 - ・事業系(少量の場合のみ受入れ): 130円/10kg(税別)
- ※長さ50cm以内・太さ5cm以内のものに限る

家庭ごみ

事業系一般廃棄物

リサイクルセンター

- ☎0948-20-4007
- 住所: 飯塚市入水757-1
- 受入日時: 月曜日～金曜日、第3日曜日
8:30～12:00、13:00～16:30
- 持ち込みができるごみの種類
 - ・もえないごみ・粗大ごみ
 - ・資源ごみ(かん・びん)

事業系一般廃棄物

桂苑

- ☎0948-65-0320
- 住所: 桂川町大字九郎丸
275-21
- 受入日時: 月曜日～土曜日、第3日曜日
9:00～12:00、13:00～16:30
- 持ち込みができるごみの種類
 - ・もえるごみ

ルールを守って搬入しましょう!